

## 都市計画税の使いみちについて

都市計画税は、街路事業や下水道事業などの都市計画事業に要する費用に充てるための目的税です。

下の表のように、街路事業や下水道事業などのほか、これらを実施するために借り入れた地方債（市の借入金）の償還（返済）にも使われています。

なお、都市計画事業の財源には、国・県支出金や地方債のほか、都市計画税以外の市税などの一般財源も使われています。

### 都市計画税の用途の状況（平成30年度決算）

区 分		決 算 額(千円)	構成比(%)
事業 費 等 内 訳	街路事業	510,852	8.2
	公園事業	100,048	1.6
	土地区画整理等事業	522,436	8.4
	上記事業に係る地方債償還額	2,217,748	35.7
	下水道事業	2,870,000	46.1
事業費合計		6,221,084	100.0
財 源 内 訳	地方債	596,900	9.6
	国・県支出金	265,280	4.3
	負担金その他	8,106	0.1
	都市計画税	3,444,954	55.4
	市税など一般財源	1,905,844	30.6
財源合計		6,221,084	100.0